

東京女子医大の「特定機能」 返上認めず取り消し

審判見解 社会保険 分科会

東京女子医大病院(東京・新宿)で昨年三月、小学六年、平柳明香さん(当時12)が心臓手術ミスで死亡した事件で、厚生労働省の社会保障審議会医療分科会は十二日、同病院に与えられた特定機能病院としての承認を「取り消すべきだ」とする見解をまとめた。これを受け、厚生省は同病院からの聴聞を経て、初の行政処分を下す。

特定機能病院とは、高度な医療を提供する病院で、全国の大学病院の本院八十施設のほか、国立がんセンター(東京)、国立循環器病センター(大阪)が承認を受けている。

医療事故の院内の報告を受ける安全管理委員会

の設置などが承認の要件となっている。

同病院は手術を担当した医師二人が逮捕された先月二十八日、自主的な承認の「返上」を表明していた。だが分科会は①安全管理のための体制の確保に体制が不十分②遺族への説明がない③隠ぺいのために改ざんが行われていたとして、「医療機関としてあるまじき事実」として、返上を認めないことにした。

特に隠ぺい工作については、複数の病院関係者が知っていたにもかかわらず、内部調査を実施しなかつた点について「組織として消極的に隠ぺいしていた」と厳しく批判した。

重大な医療事故を起した特定機能病院に対する処分としては、重い順に「承認取消相当」「指導及び再審議」「経過観察」「措置の必要なし」の四段階がある。

大病院で起きた患者取り返し事件では、当時、安全管理の不備で承認を取り消す仕組みになつておらず、旧厚生省が異例の「承認辞退」を勧告、病院側が応じたため、取り

消された事例はなかった。承認が取り消されること、診療報酬の優遇措置が受けられなくなり、横浜市大病院のケースでは年間一千万円以上の減収となつたという。

東京女子医大病院は国内で三つしかない心臓移植の実施設の一つ。厚労省内には「安全管理がきちんできていない病院は適切ではないのでは」という指摘もあ

り、同省は実施施設を指定する移植関係学会合同委員会に対して、見直しを要請することも検討している。

女子医大小児心臓手術事故
特定機能病院取り消し決定
2002年7月12日 日経新聞夕刊